契　約　書（案）

大分県知事　佐藤　樹一郎（以下「甲」という。）と＊＊＊＊＊（以下「乙」という。）は、令和８年度 人流データ分析サービス利用契約（以下「本契約」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　本契約は、乙が提供する本サービスを甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（サービスの内容）
第２条　契約対象となる本サービスの内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）
第３条　契約期間は、契約締結の日から令和９年３月31日（水）までとする。

（サービス利用期間）
第４条　本サービスの利用期間は、令和８年12月１日から令和９年３月31日までとする。

（契約金額）
第５条　契約金額は、＊＊＊＊円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額＊＊＊円）とする。

（契約保証金）
第６条　乙は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する。
ただし、次の場合は、契約保証金の納付を免除する。
(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（大分県契約事務規則第５条第３項第１号）。
(2) 過去２年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（大分県契約事務規則第５条第３項第３号）。

（契約金額の支払）
第７条　乙は、本サービスの利用期間終了後、甲に対して契約金額の支払を請求するものとする。ただし、保守等を除く乙の責めに帰すべき事由によりシステムが利用できない日が生じた場合は、日割りによるシステム利用料の算定後の金額を請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙に契約金額を支払うものとする。

（サービスの提供）
第８条　乙は、仕様書に定めるところにより、本サービスを甲が利用できる状態で提供しなければならない。

（サービスの利用・管理）
第９条　甲は、本サービスの利用に必要なアカウントその他の認証情報を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

（権利の移転）
第１０条　甲及び乙は、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

（サービスの中断等）
第１１条　乙は、保守、障害その他やむを得ない事由により本サービスの提供を一時的に中断する必要がある場合は、あらかじめ甲に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（契約の解除）
第１２条　甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は、損害の責めを負わないものとする。
（１）相手方が本契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。
（２）天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、本契約を履行することができなくなったとき。
（３）乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（損害賠償）
第１３条　乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。
２　甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（遅延賠償）
第１４条　甲は、乙が利用開始日までにサービスを提供できない場合は、契約金額につき遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。
２　前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
３　甲の責めに帰する理由により、契約金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（機密保持）
第１５条　甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

（協議）
第１６条　本契約について疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

令和８年　　月　　日

甲　　大分市大手町３丁目１番１号
大分県知事　佐　藤　　樹　一　郎

乙